

規制の事前評価書

法令案の名称：金融商品取引法施行令第二条の十二、企業内容等の開示に関する内閣府令第二条規制の名称：株式報酬に係る開示規制の見直し規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止担当部局：企画市場局企業開示課評価実施時期：令和6年11月26日

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

① 譲渡制限付株式における譲渡制限の見直し

＜法令案の要旨＞

- 規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）を踏まえ、有価証券届出書の提出に代えて、臨時報告書の提出によって株式の募集又は売出しを行うことができる制度（以下「臨報特例」）の適用要件を見直す。

＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

- 有価証券の募集又は売出し（以下「募集等」）を行う場合には、有価証券届出書の提出が義務づけられている（法第4条第1項本文）。
- もっとも、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社が、当該発行会社及び発行会社その経営を支配する会社（以下「発行会社等」）の取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人（以下「取締役等」）を相手方として、一定期間（以下「譲渡制限期間」）の譲渡制限が付された株式の募集等を行う場合には、有価証券届出書の提出が不要とされている。
- かかる譲渡制限期間は、取締役等と一般投資家との間の情報の非対称性解消の観点から、有価証券報告書の提出期限（法第24条第1項本文）を踏まえ、取締役等が交付を受けることとなる日の属する事業年度経過後3月（外国会社にあつては6月）を超える期間が規定されている。
- 他方で、上場株式の発行者は半期報告書の提出義務があるところ、一般投資家は、半期報告書によっても企業情報を把握可能であるため、半期報告書が提出されることで、一般投資家との情報の非対称性は解消されると考えられる。

＜必要となる規制緩和・廃止の内容＞

- 上記の譲渡制限に係る要件を見直し、発行会社の事業年度の上半期に取締役等が交付を受けることとなる場合には半期報告書が提出されるまで、当該事業年度の下半期に交付を受けることとなる場合には有価証券報告書が提出されるまでの譲渡制限を求めることとする。

② 臨報特例が適用される募集等の相手方の範囲の拡大

＜法令案の要旨＞

- 規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）を踏まえ、臨報特例が適用される株式及びストック・オプションの募集等の相手方である取締役等の範囲を拡大する。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 臨報特例が適用される、株式及びストック・オプションに係る募集等の相手方は、発行会社又は「当該会社とその経営を支配している会社として内閣府令で定めるもの」の取締役等とされている（金商法施行令第2条の12各号）。「当該会社とその経営を支配している会社として内閣府令で定めるもの」とは、完全子会社又は完全孫会社である（開示府令第2条第1項各号、第3項各号）。
- ・ 臨報特例の適用範囲は、制度導入当時（平成19年）の実務に照らして完全子会社の取締役等が定められ、その後（平成23年）完全孫会社の取締役等にまで拡大されたものであるが、現在では、企業グループ全体の企業価値向上を図る観点から、労働に対する報酬として、発行会社の株式をその連結子会社の取締役等にも交付する例が生じている。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・ 臨報特例が適用される、株式及びストック・オプションに係る募集等の相手方の範囲を、発行会社の連結子会社の取締役等が含まれるよう拡大する。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証） ※緩和のみのため記載不要

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

① 譲渡制限付株式における譲渡制限の見直し

- ・ 規制の見直しにより、報酬として交付される株式の譲渡制限期間が短縮されることにより、その売却が容易になり、株式報酬の魅力向上に寄与するものと考えられる。これにより、より一層株式報酬の導入が促進されることで、企業価値の向上が図られることとなる。

② 臨報特例が適用される募集等の相手方の範囲の拡大

- ・ 規制の見直しにより、発行会社の連結子会社の取締役等も臨報特例の対象となり、より一層株式報酬の導入が促進されることで、企業グループ全体の企業価値の向上が図られることとなる。

4 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ —

<行政費用>

① 譲渡制限付株式における譲渡制限の見直し

- ・ 譲渡制限に係る要件の見直しに伴い、臨報特例の対象となる株式の募集等が増加すると考えられるため、有価証券届出書に係る事前審査等に伴う費用が減少する。
- ・ 具体的には、有価証券届出書の審査では、有価証券届出書の内容が法令の要件を満たしているかについて具体的に審査を行うとともに、仮に不備があった場合には、訂正届出書の提出を求める等の作業が発生することになる。他方、臨時報告書の審査では、主として、株主総会における決議事項がある場合に、臨時

報告書が遅滞なく提出されているかの確認を行うのみであるため、事前審査等に係る人件費の減少が見込まれる。

② 臨報特例が適用される募集等の相手方の範囲の拡大

- ・ 臨報特例が適用される募集等の範囲の拡大に伴い、有価証券届出書の提出件数は減少すると考えられ、その事前審査等に伴う費用が減少する。

<その他の負担>

- ・ -

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

① 譲渡制限付株式における譲渡制限の見直し

■意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考に行っている
- その他

(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 規制改革要望を提出している企業にヒアリングを行った。主な意見は以下のとおりであり、従業員の雇用期間と譲渡制限付株式に係る譲渡制限の解除時期を合わせられるよう、譲渡制限付株式に係る譲渡制限を、当該株式を交付した事業年度の終了日までに解除できるようにしてほしいとの内容であった。

(A社・B社)

役員・従業員へのインセンティブ報酬という観点から、譲渡制限付株式に係る譲渡制限について、当該株式を交付した事業年度の終了日までに解除できるようにしてほしい。

すなわち、譲渡制限付株式を交付した相手方が役員であれば、株主総会で選任・解任が決定されるため、当該株式に係る譲渡制限が当該株式を交付した事業年度経過後3月超まで解除できなくとも支障はないとも思う。

他方で、従業員の場合には、3月決算の発行会社では、基本的に雇用期間は4月から3月の1年であり、例えば、X年4月に譲渡制限付株式を交付した従業員が、X+1年3月末に退社するときであっても、当該株式に係る譲渡制限は、早くとも「事業年度経過後3月超」であるX+1年7月1日まで解除できないこととなる。このように、従業員の退社時期と譲渡制限の解除時期がずれることで、源泉徴収が複数回必要になる等、余計な事務コストが発生してしまうことから、譲渡制限付株式に係る譲渡制限について、当該株式を交付した事業年度の終了日までに解除できるようにしてほしい。

- ・ このような意見も踏まえ、上記1①のとおり、発行会社の事業年度の上半期に取締役等が株式の交付を受けることとなる場合における譲渡制限期間は、半期報告書が提出されるまでとしている。これにより、

3月決算の発行会社において、X年4月に譲渡制限付株式の交付を受けた従業員がX+1年3月末に退社する場合であっても、X年度に係る半期報告書の提出後は、譲渡制限が解除されるため、退社時期に合わせて当該株式を譲渡できることとなる。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・「規制改革実施計画」（令和6年6月21日閣議決定）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/240621/01_program.pdf

② 臨報特例が適用される募集等の相手方の範囲の拡大

意見聴取した 意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考としている
- その他
（具体の理由： ）

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 規制改革要望を提出している企業にヒアリングを行った。主な意見は以下のとおりであり、臨報特例が適用される株式及びストック・オプションの募集等の相手方について、発行会社の連結子会社の取締役等まで拡大してほしいとの内容であった。

（C社）

完全子・孫会社でなくとも、当社で事業を行っている役員等に対して、株式報酬を付与し、企業価値向上に貢献してほしいと考えている。そのため、持分法適用会社までを対象にする必要はないと思うが、対象を50%超の会社としてもらえるとありがたい。

（D社）

当社グループの場合には、完全子会社でなくても、ポータルサイトで情報の取得は可能である。特例の対象として、完全子会社以外も含められるということになれば、例えば連結子会社の従業員への株式報酬の交付も進み、よりグループとして一体感を醸成できるようになるのではないかと考えている。

（E社）

特例の利用が可能となる対象については、完全子会社ではない連結子会社の役職員にまで拡大してほしいと思っている。特例の対象者が狭いままでは、株式報酬制度導入の障壁になる。

情報の取得という点においては、当社ではシステムを利用しており、株式報酬の対象者は全員、ログインすることにより、報酬プランに係る規程が見られるようになっている。

- ・ これらの意見も踏まえ、上記1②のとおり、臨報特例が適用される、株式及びストック・オプションに係る募集等の相手方の範囲を、発行会社の連結子会社の取締役等が含まれるよう拡大している。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・「規制改革実施計画」（令和6年6月21日閣議決定）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/240621/01_program.pdf

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ —

<上記以外の法令案>

- ・ 事前評価書の作成から5年後に事後評価を実施することから、令和11年度までに事後評価を実施予定。